

国際観光旅客税法施行令要綱

- 1 国際船舶等の範囲から除かれる船舶又は航空機の範囲を定めることとする。
(第2条関係)
- 2 国際観光旅客税の納税義務者となる国際観光旅客等の範囲を定めることとする。
(第3条関係)
- 3 本邦からの出国につき国際観光旅客税が課されない者等の範囲を定めることとする。(第4条関係)
- 4 国内事業者の納税地の指定について、国税庁長官がその指定を行う場合を定めることとする。(第5条関係)
- 5 国外事業者の納税地の特例の承認について、承認申請書の記載事項等を定めることとする。(第6条関係)
- 6 国内事業者及び国外事業者が、その国際旅客運送事業に係る国際観光旅客等の本邦からの出国につき帳簿に記載しなければならない事項を定めることとする。
(第7条関係)
- 7 その他所要の規定を設けることとする。
- 8 この政令は、平成31年1月7日から施行することとする。(附則第1条関係)